

競 技 注 意 事 項

1 競技規則について

本大会は、2016 年度(公財)日本陸上競技連盟規則及び本大会申し合わせ事項により実施する。

2 練習について

- (1)メイン競技場・補助競技場・雨天練習場ともミニハードル等をレーン上に置いての練習は禁止する。
- (2)メイン競技場での練習は、8:00~9:00としそれ以外は補助競技場及び雨天練習場で行なうこと。
メイン競技場での練習は、トラック種目のみとする。また、許可時間であっても係員の指示に従うこと。
- (3)補助競技場走路の使用は原則として以下の通りとする。状況により変更があるときは係員の指示に従う。

1・2レーン……ジョギング 3・4・5レーン……リレー
6・7・8レーン…スタートダッシュ 9・10レーン……ハードル

3 招集について

- (1)招集所 本競技場の室内練習場に設ける。(100mスタート付近)
- (2)招集時刻

トラック競技	競技開始 20 分前完了
フィールド競技	競技開始 30 分前完了

- (3)リレーのオーダー用紙は競技者係より受け取り、各ラウンドの招集完了時刻の1時間前までに1部を競技者係に提出すること。決勝においてもオーダー用紙を提出すること。

- (4)招集の方法については次の通りである。

- ①小学生の競技者は、招集完了時刻5分前までに招集所内の席で待機し、最終点呼を受ける。その際、ナンバーカード・スパイク・商標等の点検を受ける。(腰ナンバーカードを1枚受け取り出発までに右腰部やや後方に付ける。)
- ②招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権とみなして処理する。
- ③棄権する競技者は招集完了時刻までに所定の棄権届を競技者係に提出する。
- ④ナンバーカードは所定の大きさのまま胸・背部両面に確実に付けること。
- ⑤2種目を同時に兼ねる競技者は、その旨を本人または代理人が招集完了時刻までに競技者係に申し出ること。

4 競技の抽選及び番組編成について(レーン順)

- (1)競技におけるレーン順はプログラム記載順序による。決勝の組み合わせ、レーン順は主催者が決める。
- (2)競技において決勝進出者を決める場合、その最下位で同タイム者が出たとき(以下同タイム者という)は下記の方法で決定する。
 - ①トラック競技の同タイム者(チーム)についてはレーンの余裕の範囲内で次のラウンドに進むことができる。レーンに余裕のない場合は、判定写真を拡大し、細部まで読みとり、着差の判定をする。それでも判定できない場合は、同タイム者または代理人によって抽選する。

5 競技について

- ①競技は全て写真判定装置を使う。
- ②競技者は安全確保のためにフィニッシュライン通過後も自分に割当てられたレーン(曲走路)に従って走ること。
- ③リレー競技に使用するマーカーは主催者が準備し、1人1ヶ所に限り使用することができる。マーカーは前走者が取り除くものとする。
- ④スパイクピンは先端が鋭利でない長さは7mm以下のものとする。スパイクピンの数は11本以内とする。
- ⑤スターティングブロックの使用は、決勝のみとする。
- ⑥1・2年生はスタンディングスタートでもよいが、3年以上はクラウチングスタートのみとする。
- ⑦走高跳のバーの上げ方は、練習を見て審判員が判断する。また、着地は足からとし、腰・尻・背中からの着地は失敗とみなす。

6 表彰について

第3位までの入賞者は競技終了後直ちに受賞者席に待機し、成績発表後表彰をする。受賞者が他種目出場等で出席できない場合は、代理人を必ず出席させること。賞状は8位まで用意するので4位以下の入賞者は表彰席に受け取りに来ること。

7 一般的注意事項

- (1) 集団応援は他の競技に支障のないようにすること。メインスタンドでの集団応援は禁止する。また、競技の妨げとなる応援も禁止する。
- (2)トラック競技は、ゴール後バックストレートを通ってスタート地点へ帰る。
- (3)商標等の規則については「競技会における広告および展示物に関する規定」を遵守すること。
- (4)抗議は陸上競技規則第146条の通りとする。
- (5)「記録証明書」を希望する競技者は、第2研修室内記録係に500円を添えて申し込むこと。
- (6)大会出場時の急病・事故については応急処置以外の責任は負わない。
- (7)貴重品の管理は各人で行うこと。紛失の責任は負わない。
- (8)横断幕は、スタンド最背面の設置のみ許可する。(のぼりは、芝スタンドサイドの手すり可)

(9)メインスタンドでは、テント・シート等での場所取りを禁止する。

8 個人情報取り扱いについて

- (1)主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、日本陸上競技連盟個人情報保護方針に基づき取り扱う。尚、取得した個人情報は大会の記録発表、その他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
- (2)大会映像の著作権は主催者に帰属し、主催者または主催者が承認した第三者がテレビ放送及びインターネット上で動画配信を行うことがある。
- (3)大会の映像・写真・個人記録等は、主催者または主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム等の宣伝材料、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。